

Q10 知的障害を有する被告人の裁判結果についてお聞きします。

① 裁判結果に対する評価

- 1 知的障害を有することを立証したことによって、より重い刑になる場合が多かった。
- 2 知的障害を有することを立証したことによって、より軽い刑になる場合が多かった。
- 3 知的障害を有することを立証したことは影響がない場合が多かった。

Q10①

② 実刑であったものの件数

Q10② 件

③ 上記②のうち、引受人や示談の成立等があれば、実刑を回避できたと思われるものの件数

Q10③ 件

II 過去1年間の高齢被疑者・被告人に関する刑事弁護の経験

※以下での「高齢」とは、65歳以上をさします

Q1 あなたは、過去1年間に、高齢被疑者・被告人を担当されたことがありますか。

- 0 一度もなし (→右欄回答の上、P13のⅢへ)
- 1 国選弁護のみあり 2 私選弁護のみあり
- 3 国選弁護・私選弁護ともにあり

Q1

(以下のQ2～Q12は、Q1で1～3を選択した方のみ回答。)

〔Q1で「1」、「2」、「3」を選択した方のみ回答〕

Q2 あなたは、過去1年間に、高齢被疑者・被告人の当番弁護を、合計でおおよそ何件くらい担当されましたか。該当する選択肢を選び、その番号をご記入ください。

- 1 0件 2 1～2件 3 3～5件 4 5～7件
- 5 8～10件 6 11～15件 7 16～20件
- 8 21件以上

Q2

〔Q1で「1」あるいは「3」を選択した方のみ回答〕

Q3 あなたは、過去1年間に、高齢被疑者・被告人の国選弁護を、合計でおおよそ何件くらい担当されましたか。該当する選択肢を選び、その番号をご記入ください。

- 1 1～2件 2 3～5件 3 5～7件 4 8～10件
- 5 11～15件 6 16～20件 7 21件以上

Q3

〔Q1で「2」あるいは「3」を選択した方のみ回答〕

Q4 あなたは、過去1年間に、高齢被疑者・被告人の私選弁護を、合計でおおよそ何件くらい担当されましたか。該当する選択肢を選び、その番号をご記入ください。

- 1 1～2件 2 3～5件 3 5～7件 4 8～10件
 5 11～15件 6 16～20件 7 21件以上

Q4

Q5 過去1年間に、担当された高齢被疑者・被告人の身柄はどうでしたか。以下の項目にあてはまる件数をご記入ください。(第1審のみ)

① 身柄拘束はなかった	Q5①	件
② 身柄を拘束されたが、起訴前に釈放された	Q5②	件
③ 不起訴だった	Q5③	件
④ 略式起訴で釈放された	Q5④	件
⑤ 起訴後すぐに保釈された	Q5⑤	件
⑥ 公判中に保釈された	Q5⑥	件
⑦ 保釈されなかった	Q5⑦	件
⑧ 公訴取り下げ	Q5⑧	件

Q6 担当された高齢被疑者・被告人の家族や居住状況は、どのような場合が多かったですか。各項目について、次の数字をご記入ください。

- 0 なし 1 ややあり 2 非常にあり

- ①引受人となる家族・親族がいなかった。
 ②帰る場所(住居)がなかった。

Q6①
Q6②

Q7 高齢被疑者・被告人を担当された際、どのような経験・感想を持ったことがありますか。各項目について、あなたがどの程度ご経験されたことがあるかを、次の数字を解答欄にご記入ください。また、項目以外の経験・感想があれば「その他」の欄にご記入ください。

- 0 なし 1 ややあり 2 非常にあり

- ① 数日前の会話の内容を忘れていた。 Q7①
 ② 被害妄想や嫉妬妄想があった。 Q7②
 ③ 今いる場所やその日の日付が分からない。 Q7③
 ④ 被疑事実について思い出せなかった。 Q7④
 ⑤ 何もしたくない等の抑うつ状態が継続していた。 Q7⑤
 ⑥ 季節にあった服装をしていなかった Q7⑥
 ⑦ 不安感や焦燥感が強かった。 Q7⑦
 ⑧ 会話の途中で言いたいことを忘れてしまった。 Q7⑧
 ⑨ 同じことを何度も言ったり聞いたりした。 Q7⑨
 ⑩ 些細なことで怒り出してしまい、暴力的になった。 Q7⑩
 ⑪ 住所や電話番号が分からなかった。 Q7⑪
 ⑫ 傲慢さや頑固さが強かった。 Q7⑫

Q7 (その他)

--

Q 8 担当された高齢被疑者・被告人は、その後の生活設計を立てていましたか。各項目について、あなたの経験がどの程度あったかを、次の数字を解答欄にご記入ください。

- 0 なし 1 ややあり 2 非常にあり

- ① 生活設計を立てていた。
- ② 生活設計を立てていたが、実現可能性の低いものであった。
- ③ 生活設計を立てていなかった (立てられなかった)。
- ④ わからない。

Q8①	Q8②	Q8③	Q8④
-----	-----	-----	-----

〔Q 8①で「1 ややあり」「2 非常にあり」を選択した方のみお答えください。〕

SQ そのような高齢被疑者・被告人はどのような生活設計を立てていましたか。各項目について、次の数字をご記入ください。また、項目以外の経験・感想があれば「その他」の欄にご記入ください。

- 0 なし 1 ややあり 2 非常にあり

- ① 就労して生計を立てる
- ② 年金だけで生計を立てる
- ③ 年金と生活保護で生計を立てる
- ④ 貯蓄で生計を立てる
- ⑤ 家族や親族の世話になる

SQ①	SQ②	SQ③	SQ④	SQ⑤
(その他)				

Q 9 高齢被疑者・被告人の弁護方針を立てた際に、以下の点について、どの程度重視されましたか。各項目について、次の数字を記入してください。また、項目以外であれば「その他」の欄にご記入ください。

- 1 重視しなかった 2 やや重視した 3 非常に重視した

- ① 精神鑑定を求めること Q9①
- ② 家族に情状証人として証言してもらうこと Q9②
- ③ 接見その他より、認知能力等の程度を明らかにすること Q9③
- ④ 本人が過去5年間に受けていた福祉サービスやその他の社会資源を調査すること Q9④
- ⑤ 本人にとって必要な福祉サービスやその他の社会資源を指摘すること Q9⑤
- ⑥ 情状証拠として、福祉的な更生計画を提示すること Q9⑥
- ⑦ 釈放後の福祉サービスや医療その他の社会資源（生計や居場所の確保、経済的保障含む）を確保し、つなげること Q9⑦

(その他)

Q 10 担当された高齢被疑者・被告人について、示談の状況はいかがでしたか。次の数字を記入してください。

- 1 成立した場合が多かった。
- 2 成立した場合は少なかった。
- 3 成立した場合はなかった。
- 4 非該当（被害が生じた例はなかった。）

Q10

Q11 担当された高齢被疑者・被告人について、その他高齢による能力等以外の犯情・一般情状についてどの程度立証が可能でしたか。次のあてはまる数字をご記入ください。また、「4 その他」を選択された場合は、「その他」の欄にその内容をご記入ください。

- 1 高齢であったものの、立証の困難性に影響はない場合が多かった。
- 2 高齢のため、立証が困難な場合が多かった。
- 3 立証しない場合が多かった。
- 4 その他

Q11

(その他)

Q12 高齢被告人の裁判結果についてお聞きます。

① 裁判結果に対する評価

- 1 高齢であることを主張（強調）したことによって、より重い刑になる場合が多かった。
- 2 高齢であることを主張（強調）したことによって、より軽い刑になる場合が多かった。
- 3 高齢であることを主張（強調）したことは影響がない場合が多かった。

Q12①

② 実刑であったものの件数

Q12②	件
------	---

③ 上記②のうち、引受人や示談の成立等があれば、実刑を回避できたと思われるものの件数

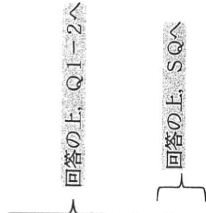
Q12③	件
------	---

次のページへ進んでください。

Ⅲ 知的障害又は高齢被疑者・被告人に関する刑事弁護に関する認識

Q1-1 あなたは、今後、国選で知的障害を有する被疑者・被告人の担当をしたいと思いませんか。

- 1 ぜひ担当したい
- 2 どちらかといえば担当したい
- 3 担当してもよい
- 4 どちらともいえない
- 5 どちらかといえば担当したくない
- 6 担当したくない



Q1-1

(上記Q1-1で5又は6を選択した方が回答。)

SQ (どちらかと言えば) 担当したくない理由は何ですか。該当するものすべてお答えください。また、項目以外にあれば「その他」の欄にご記入ください。

- 1 時間がかかるから。
- 2 収入にならないから。
- 3 示談が成立しづらいから。
- 4 専門的知識がないから。
- 5 手間がかかるから。

SQ1-1	SQ1-1	SQ1-1	SQ1-1	SQ1-1
(その他)				

Q1-2 あなたは、今後、私選で知的障害を有する被疑者・被告人の担当をしたいと思いませんか。

- 1 ぜひ担当したい
- 2 どちらかといえは担当したい
- 3 担当してもよい
- 4 どちらともいえない
- 5 どちらかといえは担当したくない
- 6 担当したくない

回答の上、Q2へ

回答の上、SQへ

Q1-2

(上記Q1-2で5又は6を選択した方のみ回答。)

SQ (どちらかと言えば) 担当したくない理由は何ですか。該当するものすべてお答えください。また、項目以外にあれば「その他」の欄にご記入ください。

- 1 時間がかかるから。
- 2 収入にならないから。
- 3 示談が成立しづらいから。
- 4 専門的知識がないから。
- 5 手間がかかるから。

SQ1-2	SQ1-2	SQ1-2	SQ1-2
(その他)			

Q2-1 あなたは、今後、国選で高齢被疑者・被告人の担当をしたいと思いませんか。

- 1 ぜひ担当したい
- 2 どちらかといえは担当したい
- 3 担当してもよい
- 4 どちらともいえない
- 5 どちらかといえは担当したくない
- 6 担当したくない

回答の上、Q2-2へ

回答の上、SQへ

Q2-1

(上記Q2-1で5又は6を選択した方のみ回答。)

SQ (どちらかと言えば) 担当したくない理由は何ですか。該当するものすべてお答えください。また、項目以外にあれば「その他」の欄にご記入ください。

- 1 時間がかかるから。
- 2 収入にならないから。
- 3 示談が成立しづらいから。
- 4 専門的知識がないから。
- 5 手間がかかるから。

SQ2-1	SQ2-1	SQ2-1	SQ2-1
(その他)			

Q2-2 あなたは、今後、私選で高齢被疑者・被告人の担当をしたいと思いますか。

- 1 ぜひ担当したい
- 2 どちらかといえば担当したい
- 3 担当してもよい
- 4 どちらともいえない
- 5 どちらかといえば担当したくない
- 6 担当したくない

回答の上、Q3へ

回答の上、SQへ

Q2-2

(上記Q2-2で5又は6を選択した方のみ回答。)

SQ (どちらかと言えば) 担当したくない理由は何ですか。該当するものすべてお答えください。また、項目以外にあれば「その他」の欄にご記入ください。

- 1 時間がかかるから。
- 2 収入にならないから。
- 3 示談が成立しづらいから。
- 4 専門的知識がないから。
- 5 手間がかかるから。

SQ2-2	SQ2-2	SQ2-2	SQ2-2
(その他)			

Q3 今後、知的障害又は高齢被疑者・被告人の刑事弁護に関して、以下の事項がどの程度必要であると思いますか。知的障害、高齢それぞれについて、0～3のいずれかでお答えください。

- 0 まったく必要とは思わない
- 1 あまり必要とは思わない
- 2 必要であると思う
- 3 非常に必要であると思う

	(知的障害)		(高齢)	
	Q3	①	Q3	①
① 専門弁護士の育成	Q3	①	Q3	①
② 判決前調査 (に類似した) 制度 (※) の導入	Q3	②	Q3	②
③ 弁護士に対する、知的障害者又は高齢者の特性に関する知識、研修	Q3	③	Q3	③
④ 弁護士に対する、知的障害者又は高齢者の福祉に関する知識、研修	Q3	④	Q3	④
⑤ 知的障害者や高齢者等を弁護した際に、弁護料の加算に関する制度整備	Q3	⑤	Q3	⑤
(その他)				

※判決前調査・・・量刑、処遇内容を判断するために判決以前に行う社会調査。家庭裁判所における調査官による少年調査のようなものを想定している。

Q4 あなたは、刑事司法における弁護士の役割/関与はどこまでであるべきだと考えていますか。あてはまるもの一つを選び、解答欄にご記入ください。

- ① 公判での判決まで
- ② 判決が確定するまで
- ③ 刑の執行が終了するまで
- ④ 被告人が社会復帰するまで

Q4

Q5 あなたは、担当された被告人の再犯や更生について、どの程度まで意識して
弁護活動に当たっていますか。あてはまるもの一つ選び、解答欄にご記入
ください。

- 1 全く意識していない
- 2 あまり意識していない
- 3 少し意識している
- 4 非常に意識している

Q5

Q6 あなたは、担当された被告人の再犯や更生について、どの程度まで意識して
弁護活動に当たるべきだと思いますか。あてはまるもの一つ選び、解答欄
にご記入ください。

- 1 全く意識するべきではない
- 2 あまり意識するべきではない
- 3 少し意識するべきである
- 4 非常に意識するべきである

Q6

Q7 過去1年間に、知的障害者又は高齢被疑者・被告人の刑事弁護を担当して、被
告人の再犯や更生を考えると保護観察をつけたい方がいいが、それを弁護人
として主張することは被告人にとって不利処分になってしまふ等と困った
り悩んだりした経験はありますか。

- 1 はい
- 2 いいえ
- 3 わからない

Q7

SQ 「1 はい」を選択した方は、その経験を具体的に書いてください。

SQ

Q8 今後、知的障害者又は高齢者に関して、社会・制度全般に関する要望を御記
入ください。

Q8

次のページへ進んでください。

IV あなたの刑事弁護の経験等

問1 あなたが過去1年間に刑事弁護を担当された際、被疑者・被告人に対して、以下の経験・感想を持ったことはどの程度ありますか。各項目について、次のあてはまる数字を解答欄にご記入ください。

0 なし 1 ややあり 2 非常にあり

- ① どんな質問にも「はい」と言ってしまう迎合的傾向があった。 問1①
- ② 取調べ中に、事実でないことにも認める発言をするなど誘導されやすかった。 問1②
- ③ 記憶があいまいであった。 問1③
- ④ 思い込みが激しく、頑なに意見を変えなかった。 問1④
- ⑤ 他力本願な言動に終始してしまっていた。 問1⑤
- ⑥ 自己評価が低かった。 問1⑥
- ⑦ わかっていないこともわかっていると行ってしまおう。 問1⑦
- ⑧ 犯行時刻等を時間の順序に従って説明することが難しかった。 問1⑧
- ⑨ 語彙が乏しかった。 問1⑨
- ⑩ 動機をうまく説明できなかった。 問1⑩
- ⑪ 同じ犯罪を繰り返してしまっていた。 問1⑪
- ⑫ 将来を想像して見通しを立てることが苦手であった。 問1⑫
- ⑬ 関心や注意を引くような言動が見られた。 問1⑬
- ⑭ 目録があわなかった。 問1⑭
- ⑮ 窃盗した物品の数など数量に関する理解が難しかった。 問1⑮

⑯ 体のどこかをずっと触り続けていた。 問1⑯

⑰ 質問と答えがかみ合わないなどコミュニケーションが成立しなかった。 問1⑰

⑱ 漢字の読み書きができなかった。 問1⑱

⑲ 弁護人の役割や裁判の意味等を理解していなかった。 問1⑲

⑳ 犯行内容を口頭で説明することが難しかった。 問1⑳

SQ 過去1年間にあなたが担当した被疑者・被告人のなかで、問1の20項目のうち3つ以上の項目に該当する者は、おおよそ何人くらいいましたか。

SQ

人

問2 わが国では、受刑者の約25%前後が知的障害を有する可能性が指摘されていますが、今から考えた場合、あなたが担当された被疑者・被告人の知的障害の程度を、あなたはどの程度認識できていたと思えますか。

- 1 おおむね認識できていた。
- 2 半分程度は認識できていた。
- 3 あまり認識できていなかった。
- 4 わからない。

問2

問3 あなたの年齢をご記入ください。

歳

問4 あなたの性別をご記入ください。

--

問5 あなたの所属弁護士会をご記入ください。

弁護士会

問6 現在、あなたが所属されている委員会にあてはまる委員会名の□に✓を入れてください。

- 刑事弁護委員会
- 高齢者・障害者支援委員会
- 人権擁護委員会
- 消費者保護委員会
- 子どもの権利委員会
- 犯罪被害者支援委員会
- 紛議調停委員会
- 刑事拘束制度委員会
- 多重債務関連委員会
- その他 ()

問7 あなたの弁護士経験年数をご記入ください。

年

問7 あなたの刑事弁護の経験年数をご記入ください。

年

問8 過去1年間、あなたは私選弁護を何件担当されましたか。

件

問9 過去1年間、あなたは国選弁護を何件担当されましたか。

件

問10 過去1年間、あなたは当番弁護を何件担当されましたか。

件

質問は以上です。御協力ありがとうございました。
本調査用紙を返信用封筒に入れて、送付してください。

研究要旨：触法・被疑者となった高齢・障害者の障害者福祉施設などにおける支援に関する実態と可能性について、国内外において総合的に調査研究し、今後の触法障害者・高齢者支援の在り方と障害福祉及び司法福祉における体制整備と連携システムに関する政策を検討する。

A. 研究目的

先行研究厚生労働省研究「触法障害者の地域生活移行に関する研究（平成18-20年）」とその政策的反映を踏まえ、本研究の目的は、触法・被疑者となった高齢・障害者に対する障害者福祉施設などにおける支援の現状と可能性について調査研究し、今後の体制整備と連携システムに関する政策的検討に資することにある。

B. 研究方法

小林グループ第2年次平成22年度研究は、2つの調査研究よりなっている。

1. 日本知的障害者福祉協会知的障害者施設居住支援部門における実態調査研究

日本知的障害者福祉協会会員施設の知的障害者施設居住支援部門における触法知的障害者とその支援に関する実態調査を実施する。

① 実態調査

日本知的障害者福祉協会会員施設の新・旧制度入所施設支援、グループホーム・ケアホーム、旧通勤寮・宿泊型自立訓練事業、福祉ホーム、約3,200事業所を調査対象に、触法障害者支援及び地域支援連携体制に関して実態調査を行う。

② 先進的な支援施設と地域連携支援システムに関する事例の集約と類型化

日本知的障害者福祉協会会員施設の実態調査において、さらに先進的な触法障害者支援施設と地域支援連携体制を事例抽出し、類型化を図るなどの取組を行う。

その内容は以下の通りである。

第一に、支援に関する事項である。事例の特徴、障害特性に応じた一般的・専門的・問題別支援のプログラムや支援マニュアルの内容、職員の資格や専門性、職員研修、支援体制・運営体制、施設設備、家族等への支援、退所支援プログラム、事件・事故等のリスク管理、他利用者の安全や権利侵害の防止対策、協力医

療機関及び精神科病院・精神保健福祉センター等専門医療機関及び児童相談所・更生相談所等のコンサルテーション・援助体制と連携支援の状況等である。

第二に、連携体制に関することである。市町村障害福祉サービス等主管部門・地域自立支援協議会等の相談支援・協議連携体制と地域連携の内容、刑事司法施設機関及び地域生活定着支援センターの連携、地域への対応等である。

③ 地域生活定着支援センターと知的障害者福祉施設の地域連携体制の現況把握

触法高齢者・障害者への地域生活定着支援センターが設置されている地域の知的障害者福祉施設においては、地域生活定着支援センターとの連携支援体制の現況を把握する。

④ 地域生活個別支援特別加算事業に関する実態把握

触法障害者支援の実績がある施設について、地域生活個別支援特別加算事業の適用状況を把握し、制度改善の検討を行い提言にまとめる。提言の要点は、制度と地域生活定着支援センターの未実施等のタイムラグによる地域格差の問題、旧体系事業等の加算適用、新体系事業における通所、相談支援事業等への適用、救護施設等における適用福祉施設の拡大、起訴猶予・執行猶予者等への適用、一律な精神科受診要件の改善、障害福祉サービス利用における障害程度区分適用についての見直し、保護者や代理人がいない要監護者、要措置対象者、要後見人等の身上監護等を含めた要保護・要養護者への対応策や成年後見等権利擁護等の制度的適用の適正化と見直し、等である。

2. デンマークにおける触法知的障害者保護観察処分制度に関する研究（第2年次調査）

デンマークにおける、知的障害者保護施設での触法知的障害者への保護観察処分制度と支援内容の詳細を調査し検討を行う。これにより我が国における知的障害者の矯正教育と福祉的支援のあり方の検討に結合さ

せていく。

平成 22 年度は、平成 21 年度の研究を深耕し発展させ、制度と支援の実際に関する具体的かつ詳細な研究調査を実施する。現地調査は調査協力者銭本隆行氏により行われている。

この調査研究により、我が国における知的障害者の矯正教育と福祉的支援のあり方の検討に結合させていく。そしてこれらをまとめ、当面の制度等に関する政策提言に結実させる。

(倫理面への配慮)

モデル事業による支援や、アンケート情報、事例研究等における個人情報の取り扱いについて次のとおり厳格に管理する。

1. 個人情報は、本研究の研究代表者と研究分担者及び事前に名簿を提出した研究協力者・研究助言者（以下「関係者」という）に限って閲覧・分析可能とすること。
2. 個人情報は、本研究の目的以外の目的で利用しないこと。
3. 個人情報を電子情報の形にした場合は、ファイルにパスワードを設定し、関係者以外の者が閲覧できないようにすること。
4. 上記 3 の電子情報を扱うパソコン等は、インターネットに接続した状態で使用せず、コンピューターウイルスに情報流出を防止する措置を講ずること。
5. 紙媒体による個人情報は、むやみに複写をとらず、関係者以外の者には閲覧させない。
6. 個人情報を利用した研究成果を公表する場合は、個人が特定されることのないように配慮すること。
7. 研究を終了したときは、個人情報を慎重な手続きですみやかに廃棄すること。
8. 研究分担者は、本要領及び研究分担者が定める個人情報の保管・管理上の規定について、関係者に周知徹底を図ること。

C. 研究結果

1. 触法障害者支援に関するセミナーと研究交流の開催

北海道においてデンマークの触法障害支援実践専門講師による触法障害者支援に関するセミナーと研究交流を下記の 2 回開催した。

- ① 「デンマークと日本における精神障害者福祉と触法障害者支援セミナー」共催（平成 22 年 11 月）
 - ・ 「デンマークにおける薬物依存症者の支援」
オーデンセン薬物依存症センター所長 ピアテ・スザンヌ・ヴォーサム
 - ・ 「デンマークにおける精神障害者福祉と触法障害者支援」
ミドルファート市精神障害者ディアクティビティセンター総所長 フレミング・コースホイ
 - ・ 「デンマークにおける触法知的障害者の保護観察処分制度について」
デンマーク 日欧文化交流学院副校長 銭本隆行（調査協力者）
 - ・ 「日本における触法障害者支援について」
北海道医療大学 佐々木明員（研究協力者）

- ② 北海道知的障がい者福祉協会日高胆振地方会「デンマークの福祉と触法知的障害者支援セミナー」（平成 22 年 7 月）協力開催
 - ・ 「デンマークの福祉と触法知的障がい者保護観察処分制度」
銭本隆行（調査協力者）
 - ・ 「触法障がいのセフティネットを刑務所から福祉へ」
佐々木明員（研究協力者）

2. 地域支援体制の基盤強化

調査研究活動と調査結果の発表等を以下の通り行い、関係者のネットワークや研修の機会の拡充、地域支援体制の基盤強化の取り組みを実施した。詳細は以下の通りである。

- ① 第 4 回北海道特別支援教育学会（平成 22 年 7 月）
 - ・ 「北海道高等養護学校における非行の実態と支援の課題」
発表者：佐々木明員（研究協力者）、佐藤治人（研究ワーキンググループ委員）
 - ・ 自主シンポジウム「特別支援教育における非行等への支援の課題」
企画・発表者：佐々木明員（研究協力者）、佐藤治人（研究ワーキンググループ委員）
- ② 北海道の更生保護と再犯防止を考える会例会
 - ・ 「北海道の知的障害者施設における触法知的障害者の支援」（平成 22 年 5 月）
講師：石井隆（研究協力者）
 - ・ 研究報告「厚労科学研究田島班小林Gにおける調

査研究の結果」(平成 22 年 7 月)
報告者: 小林繁市 (研究分担者)

- ③ 北海道地域生活定着支援センターセミナーシンポジウム (平成 22 年 7 月)
 - ・ 「矯正施設を退所した高齢者、障がい者への支援の取り組み」
よしの園 施設長 小玉博崇 (研究ワーキンググループ委員)
- ④ 第 45 回日本発達障害学会 (平成 22 年 9 月)
 - ・ 「発達障害者支援センターにおける触法発達障害者支援と体制整備に関する実態と課題」
発表: 佐々木明員 (研究協力者)
- ⑤ 第 58 回日本社会福祉学会 (平成 22 年 10 月) 発表「救護施設における触法障がい者の実態と支援の課題」
発表: 佐々木明員 (研究協力者)
- ⑥ 北海道知的障がい者福祉協会関係者触法知的障がい者支援研究グループ事例研究会 (平成 22 年 5 月、11 月) ワーキンググループ
つくも園 石井隆 (研究協力者)
- ⑦ 北海道社会福祉士会障がい者地域生活支援セミナー (平成 22 年 11 月)
 - ・ 「触法障害者の支援について」シンポジウム
コーディネイター: 佐々木明員 (研究協力者)
- ⑧ 日本弁護士会シンポジウム「触法障がい者の司法福祉的なアプローチ～気づいていますか?あなたが担当する被疑者・被告人に障がいがあるかもしれないことに～」(平成 22 年 12 月)
 - ・ 「触法障がい者の支援の現状とデンマークにおける知的障がい者保護観察制度」
パネリスト: 佐々木明員 (研究協力者)
- ⑨ 北海道医療大学生涯学習事業専門セミナー「触法障害者の支援」(平成 23 年 1 月 16 日)
佐々木明員 (研究協力者)

D. 考察

触法障害者支援体制の確立のために、次項の通り対策を提言した。

E. 結論

調査に基づく我が国への参照・応用の検討事項の要点は次の通りである。

- ① 非行・犯罪の進行度及び障害程度による福祉施設の種類処遇の体系化・機能分担 (犯罪の進行度に応じた広域的処遇体制の構築) の可能性 (プログラムの対応を含む)
- ② ①また②の関連対策として、障害者福祉施設における (仮称)「特別支援棟事業」(混合利用の問題解決) 等の可能性 (加算制度の拡充)
- ③ 司法福祉と障害者福祉の融合による保護観察処分による知的障害者施設の利用 (ダイバージョンの手法) による障害特性に応じた更生保護と矯正教育支援の連携連動の可能性 (遵守事項と刑期、保護観察と家族支援等)
- ④ 支援における特別支援プログラム実施専門職 (心理士) や嘱託精神科医等の確保 (罪状に応じた矯正教育プログラムの実施のため) に関する制度の可能性
- ⑤ 知的障害者施設に更生保護施設機能型類似制度事業 (更生保護施設における障害者利用制限等への対応) の可能性
- ⑥ 障害者基礎年金支給と経済生活基盤の確保 (犯罪原因の除去) の可能性
- ⑦ 福祉事務所にコンタクトパーソン (日常の成年後見とも関連づけ検討) の配置の可能性

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

- ・ 第 4 回北海道特別支援教育学会 (平成 22 年 7 月)「北海道高等養護学校における非行の実態と支援の課題」
発表者: 佐々木明員 (研究協力者)、佐藤治人 (研究ワーキンググループ委員)
- ・ 第 45 回日本発達障害学会 (平成 22 年 9 月)「発達障害者支援センターにおける触法発達障害者支援と体制整備に関する実態と課題」
発表者: 佐々木明員 (研究協力者)

- ・ 第 58 回日本社会福祉学会（平成 22 年 10 月）発表
「救護施設における触法障がい者の実態と支援の
課題」
発表者：佐々木明員（研究協力者）

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

要旨：触法・被疑者となった高齢・障がい者については、その特性に応じた再犯に対しての矯正・更生教育等の予防策は不備な状況にあり、再犯防止の観点から、矯正施設に代わる更生教育の機能・制度の必要性が指摘されてきた。本研究では、保護観察付執行猶予等を受けた知的障がい者の再犯防止や更生自立のための地域生活支援を行うにあたり、「地域社会内訓練事業」をモデルとして実施し、活用できる仕組み作りを行うことを目的とする。

A. 研究目的

「ふつう」の場所で「ふつう」の暮らしをするための支援を行なっている福祉関係者にとって、「ふつう」という言葉の意味によく悩まされることがある。

「ふつう」の場所で「ふつう」の暮らしをすることこそが人としての幸せだと信じている私たちにとって、罪を犯した障がい者の支援に携わり、生活環境を整え、障がいの特性に応じた援助を行い、彼らの居場所や仲間を見つけ、その人なりの仕事を見いだして安定した生活に変わっていく様は何よりの喜びなのである。しかし、中には自由奔放さを求め、再びホームレス生活に戻り罪を犯した人もいる。

彼らの生きづらさの背景に多く共通して見えてくるものは、守りとしての家庭教育力の劣悪さや義務教育の中で障がい児としての学校教育を受けずに成人したことによる、社会規範学習の欠落、不足がある。家庭や学校教育、地域社会の中で身につけているはずの社会規範や社会生活上のルールに対する意識が備わっていない人たちの価値観や生き方は私たちが考える「ふつう」とはまるで異なっている事を思い知らされる。

ホームレスの人にとっては、ホームレス生活が「ふつう」の生活であり、私たちの考える「ふつう」の生活ではないが、人それぞれの「ふつう」の生活の在り方やQOLの捉え方があり、幸せの形や生き方は人それぞれであって良いと思う。

しかし、人の権利を侵害し、社会に迷惑をかけ、犯罪者として刑事施設等で生活することを「ふつう」にしてはならない。

近年、刑事施設を退所した後のセーフティネットとしての福祉的支援が注目されているが、もっと早い時期から支援することによって、福祉本来の役割がより果たせるのではないかとこの想いを改めて強く抱く今日この頃である。

私たちは、今後とも様々な障がい者と向き合い、

共に寄り添いながらその人にとっての生き甲斐探しや幸せな生き方を地域社会の中で模索していきたい。

「触法・被疑者」となった高齢・障がい者について、その特性に応じた再犯に対しての矯正・更生教育等の予防策は不備な状況にある。実刑には至らないものの犯罪事実が認められる、いわゆる「反社会的行動」は、福祉の現場においては日々直面している問題であり、再犯防止の観点から、そのような更生教育の機能・制度の必要性が指摘されてきた。

援護を必要とする触法障がい者にとって、更生の支援を得ることは、再犯防止の意味だけでなく、人生の質(QOL)を高めることであり、福祉の役割が発揮されなければならない。又、複雑で多様な問題を抱える触法障がい者の支援は、法学・社会学・心理学・教育学・社会福祉学等により多面的・重層的に行われる必要があり、加えて行政面での支援と福祉的支援体制の構築が求められる。

本研究では、保護観察付執行猶予等を受けた知的障がい者の再犯防止や更生自立のための地域生活支援を行うにあたり、モデル事業を通して、刑事施設等に代わり、福祉の立場から不起訴処分・起訴猶予処分になった対象者への更生教育を行う「地域社会内訓練事業」の仕組み作りを目指す。

B. 研究方法

本研究では図1の通り、研究分担者の下に3つのワーキングチームを設置し、以下の項目について研究を実施する。

○ 「地域社会内訓練事業」の実施による仕組み作りと全国4か所での更生プログラム開発

「地域社会内訓練事業」の流れは、図2の通りである。公判中に依頼があるモデル1と、判決・処分決定後に依頼があるモデル2に分かれる。

「地域社会内訓練事業」を実施するにあたり、人

権擁護の観点から訓練の始まりから終わりにわたりその必要性や期間、内容、効果等を検討するオンブズマンの役割が必要である。具体的には、矯正施設ではなく「地域社会内訓練事業」の必要性、妥当性や期間の検討を行う「判定委員会」、「地域社会内訓練事業」の効果（有効性）を検証する「検証委員会」を設け各々のワーキングチームにより、機能・役割・必要性等を検討し、仕組み作りを行う。

「地域社会内訓練事業」における更生プログラム内容の検討を行う「更生プログラム開発委員会」を設置し、「犯罪」に対して特別な支援・教育を専門的に実施しモデル的役割を果たす。

全国4か所（岩手県・栃木県・滋賀県・長崎県）で対象者を受け入れ、「更生プログラム開発に関する研究」を実施し、実践における課題点を分析するとともに、実効性のある更生プログラムを提起する。

○ 福祉的支援体制の構築

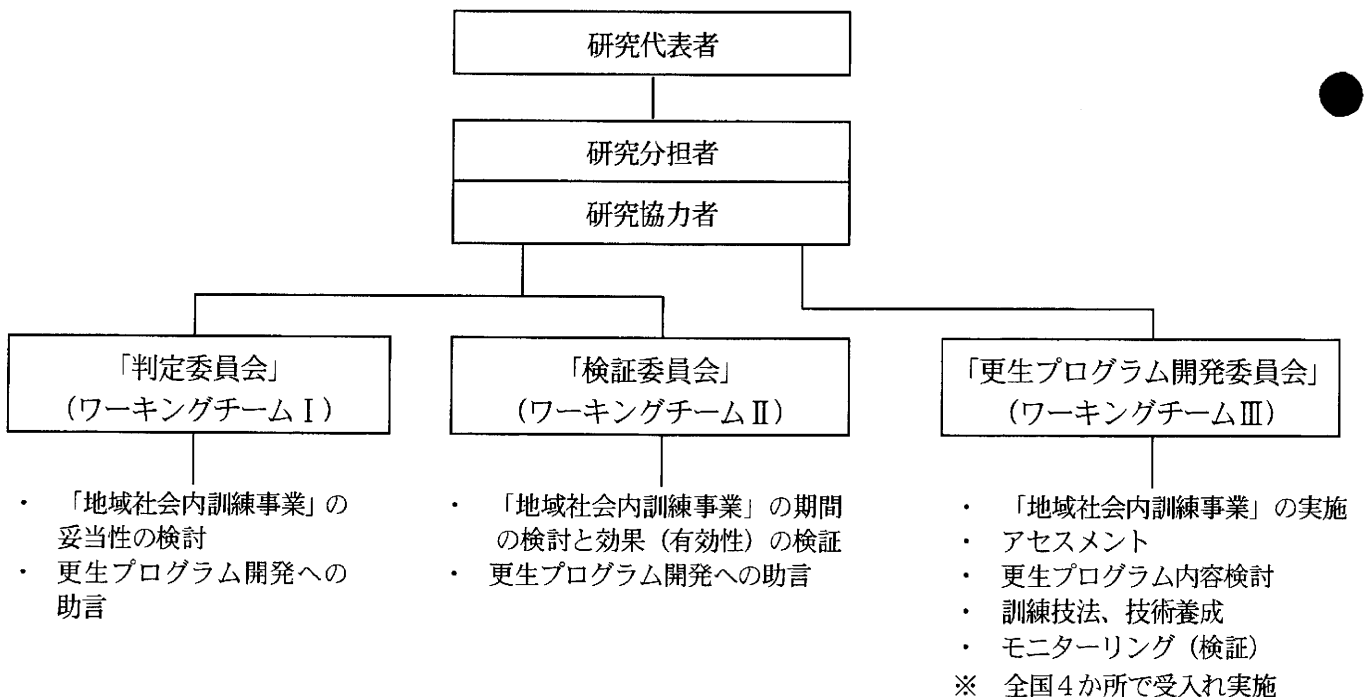
（倫理面への配慮）

松村研究分担グループにおけるモデル的实践に係る個人情報の管理については、その実践内容の特性上、人権及び倫理面への配慮は、研究効果に支障のない範囲で、最大限考慮しなければならない。

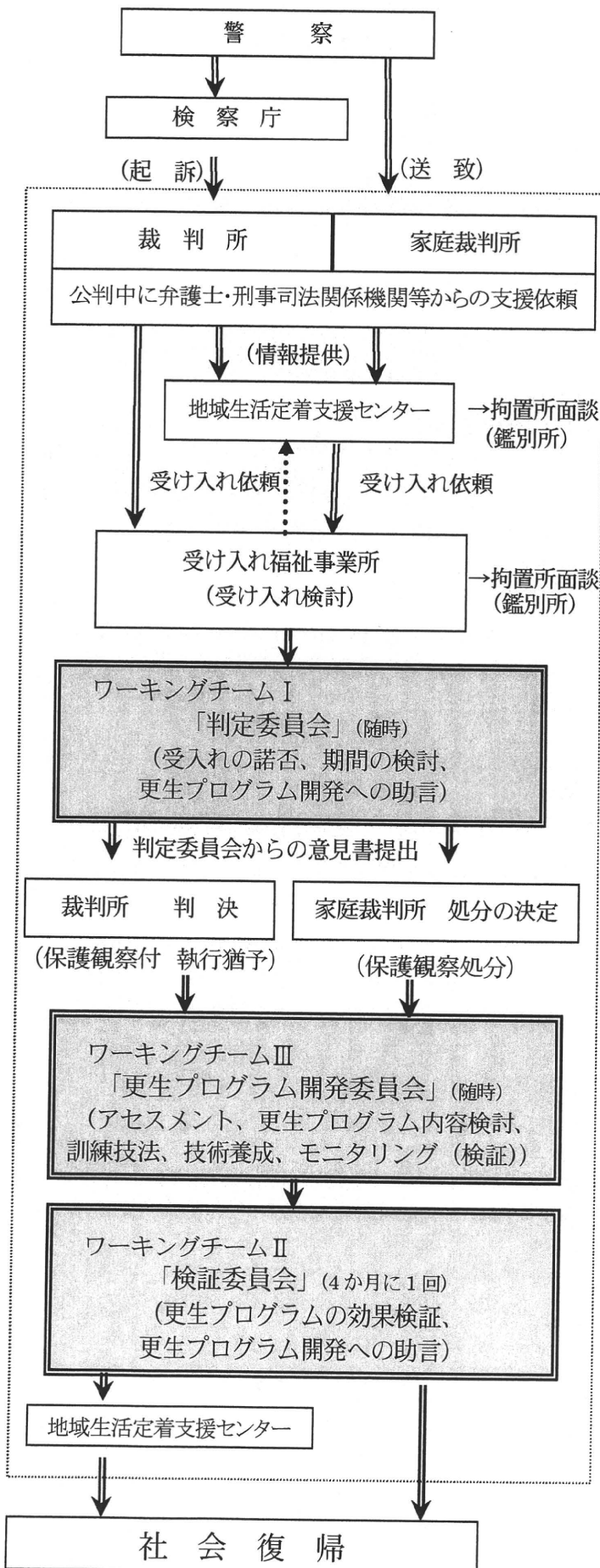
したがって、各委員会での個人情報については、以下のように取扱い事項（ガイドライン）を決め、実践研究にあたる

1. 対象者の個人情報は、各委員会に所属する委員に限り閲覧可能とすること。
2. 各ワーキングチーム（判定委員会、検証委員会、更生プログラム開発委員会）の委員会にて提出される個人情報の氏名については、個人が特定できないことを原則として、A氏（Aさん）、B氏（Bさん）、C氏（Cさん）等の匿名を使用すること。
3. 提出された個人情報については、各委員会終了後、その都度速やかに事務局にて回収すること。
4. 対象者の個人情報は、むやみに複写をとらず、目的の最小限の範囲内とし、各委員以外には閲覧しないこと。
5. 対象者の個人情報を関係委員へ提供する必要がある場合は、電子メールやFAXでの提供は行わず、郵送もしくは直接、関係委員に手渡しすること。
6. 効果的な実践研究等の為、各委員会にて個人の氏名を明記する必要がある場合は、その旨の本人の同意書を別に得た上で行うこと。
7. 研究分担者及び各委員会委員長は、個人情報の取扱いについて、本取り決め事項を関係委員に周知徹底を図ること。

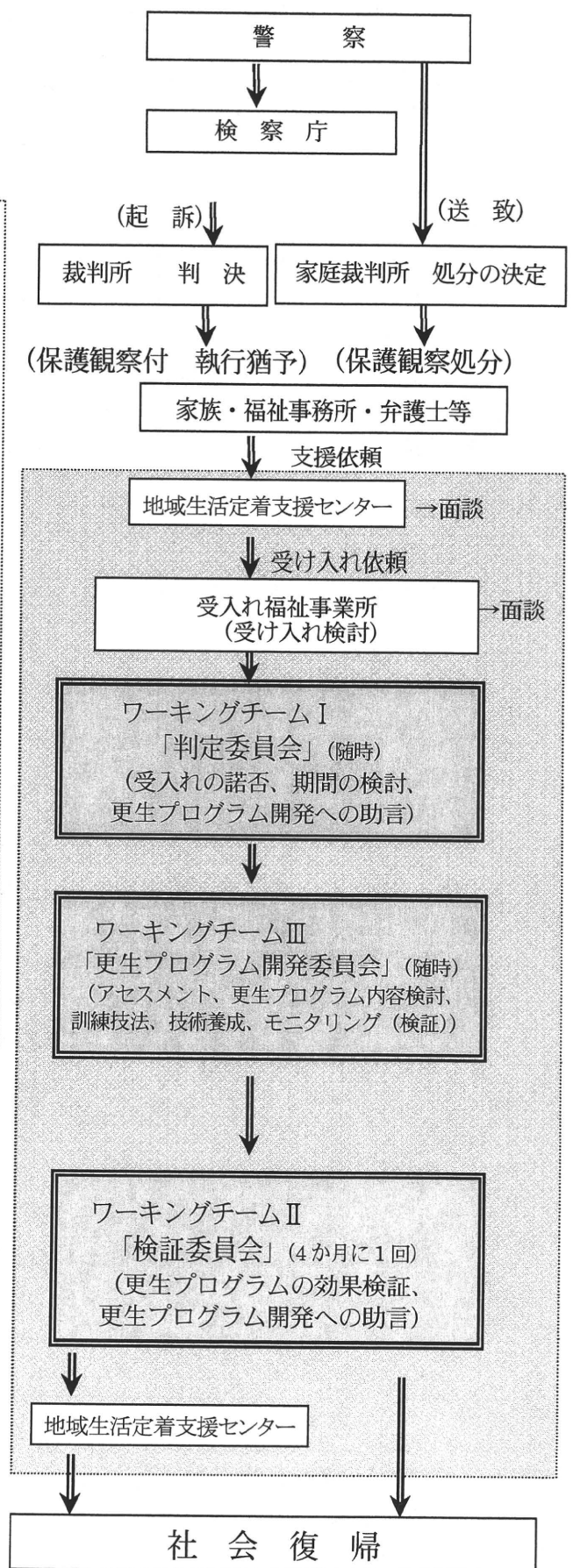
図1 「地域社会内訓練事業」の実践研究



モデル1 (公判中に依頼)



モデル2 (判決・処分決定後に依頼)



C. 研究結果

平成 22 年度の当研究グループはテーマに対し、触法・被疑者となった障がい者に対して「地域社会内訓練事業」の円滑な実施に向けモデル的实施を行った。

長崎県の「地域社会内訓練事業所」におけるモデル的実践を中心に、人権擁護の観点から 3 つの委員会（「判定委員会」「更生プログラム開発委員会」「検証委員会」）を立ち上げ、「地域社会内訓練事業」の仕組み作りに取り組んだ。

「判定委員会」「検証委員会」は長崎県で、「更生プログラム開発委員会」は、全国 4 か所（岩手県、栃木県、滋賀県、長崎県）で実施した。

平成 22 年度の「地域社会内訓練事業」における「判定委員会」「検証委員会」及び「更生プログラム開発委員会」のモデル的実践状況は以下のとおりである。

1. 「判定委員会」について

「判定委員会」は長崎県にて実施した。

1.1 「判定委員会」の概要

【目的】

被疑者又は被告人（公判中）及び、保護観察付執行猶予等を受けた障がい者の再犯防止や更生自立の為の地域生活支援を行うにあたり、障がいの特性及び犯罪の状況を考慮し、更生のための適正な福祉への移行を行うため、専門的な委員会のあり方や組織の構成・機能等を検討する。

同時に、更生プログラム開発に向けて地域社会内訓練事業（モデル事業）を実施しそのプログラムの内容状況を把握、検証し福祉事業所による更生指導のあり方を探る。

【役割】

- ・ 罪を犯した障がい者であって、その人の障がい特性によっては、刑務所での矯正教育では改善ができなかった又は、改善が困難であろう人に対して、刑務所（実刑）ではなく福祉での更生支援（地域社会内訓練）へつなげていく為、実践を通して判定委員会のあり方、仕組みをモデル的に構築していく。
- ・ 「判定委員会」に係る対象者の基準、機能、構成員、所属（判定実務者）、必要性等についてモデル的な実践を通して検討していく。

【構成】

- ◎委員長
弁護士会副会長
- 副委員長
地域生活定着支援センター所長
- 委員
弁護士
精神科医師
保護観察所
更生相談所
地域社会内訓練事業所所長
- 研究分担者

※ 事案によっては担当弁護士も部分同席

【判定委員会の流れ】

「判定委員会」の支援においては、「被疑者段階」と「被告人段階」に分かれる。つまり、「逮捕・勾留中（留置所）」と「起訴・勾留中（拘置所）」からの支援依頼の 2 通りである。

「判定委員会」の支援の流れ、フローチャート、判定スキームについては、図 3～5 にまとめた。

図3 「判定委員会」開催のフローチャート 平成22年

		＜委員の役割＞				
		地域生活定着支援センター	委員長	精神科医師	保護観察所	更生相談所
		事務局	所長			
(1)	弁護士又は刑事司法関係からの依頼					
(2)	調査内容 ①障害名(確定・疑い) ②犯罪歴(罪名等) ③年齢(おおむね15~39歳) ④生活環境					
(3)			判断			
(4)			委員長へ連絡 → 受理			
(5)	①委員招集 ②日程調整 ③会場設定		判定委員会開催の指示			
(6)	①精神科医師 ②保護観察所 ③更生相談所 ④地域社会内訓練事業所		確認	障害特性臨床検査	生活環境情報提供	心理判定 面接・客観的指標
(7)	※事案によっては依頼者や担当弁護士も同席		(議長)			門の立場からの意見
(8)	意見書作成		確認			
(9)	意見書を裁判所へ提出		意見書を裁判所へ提出指示			
(10)	裁判		要請により証言			
(11)	判決内容の報告		報告		報告	受入れ

＜「判定委員会」開催の流れ＞

※情報保護ガイドラインに沿う

- (1) 支援依頼
- (2) 依頼主への調査依頼
- (3) 対象者の判断
- (4) 「判定委員会」委員長への連絡
- (5) 「判定委員会」開催への指示
- (6) 判定委員会開催の為に資料収集・作成
- (7) 委員会開催
 - ・受入れ諾否の判定
 - ・地域社会内訓練の必要性の検討
 - ・地域社会内訓練の実施期間の検討
- (8) 意見書作成
- (9) 意見書を裁判所へ提出
- (10) 裁判
- (11) 判決により保護観察付執行猶予及び保護観察処分

『判定委員会までの重要事項』

<迅速性>

裁判の判決（審判）までに時間的余裕がない。特に「被告人段階（起訴・勾留中）」からの支援依頼については、時間的に「判定委員会」の招集、開催は困難な面が考えられる。したがって、「判定委員会」を機能させていくためには、迅速な委員会開催又はできるだけ「被疑者段階（逮捕・勾留中）」からの弁護士任命と早めの地域生活定着支援センターへの支援依頼が必要である。

<個人情報>

被疑者及び被告人段階の勾留中に提供される個人情報には量的限界があり、弁護士からの口頭での聞き取りと面談（接見）時の直接本人からの聞き取り、そして理解が得られれば家族からの聞き取りのみと判断される。したがって、「判定委員会」での判定材料として、勾留中からの「精神科医による診断」等にも取り組んでいく。

<対象基準>

「判定委員会」はある意味、進路指導的役割を持つ。もちろん最終的には「裁判」に委ねられるが、対象者本人の更生、再犯防止を軸に考えると、「矯正施設」か「福祉事業所」か、それとも「更生保護施設」か、という選択肢も考えられる。「すべて矯正施設へ」というのではなく、「更生プログラムがある福祉事業所が好ましい」という視点も重要であると考えられる。そうであれば、それぞれの対象者の範囲、認定基準が重要な意味を持つ。したがって、「判定委員会」のモデル的実践を通して対象者の基準についても議論を必要とする。

<保護観察>

これまで全く福祉と関わりがなかった被疑者等の中には、福祉サービス契約に馴染まない障がい者がいると思われる。受け入れ福祉事業所（地域社会内訓練事業所）での更生支援が円滑に実行されるためには、自己抑制等を促す公権力行使の範囲であることが効果的であると考えられる。したがって、福祉による地域社会内訓練対象者には、保護観察が付されることを「判定委員会」として訴えていく。

<注釈説明>

- ※1…弁護人の立会いにより一定時間以上の面談（接見）が可能となり、最初の「アセスメント（本人からの聞き取り・意向確認）」となる。
- ※2…※1同様に可能。受け入れ福祉事業所同伴により、初期状態の把握（アセスメント）にもつとめる。
- ※3…公判中、弁護士等から直接受け入れ福祉事業所に支援依頼があっても、地域生活定着支援センター経由での受け入れを原則とする。中立・公平な相談機関として本人に関わっていく。
- ※4…弁護人の立会いがあれば外部精神科医の面談（接見）及び診断が可能。この段階で円滑に福祉につなげるための療育手帳等の判定を実施する。（精神科医・知的障害者更生相談所）ただし、留意することとして、この診断等は裁判に使用するものではなく、あくまで福祉支援の調整（手立て）の範囲の中で実施できるものである。
- ※5…診断等の結果を判定委員会に報告し、判定の材料とする。ただし、書面での提出が目的外使用で無理な場合は、口頭報告を依頼する。（精神科医・知的障害者更生相談所等）
- ※6…「判定委員会」の協議結果を意見書としてまとめ、それに地域生活定着支援センター及び受け入れ福祉事業所の「確約書」等を添付し、委員長精査、承認後、裁判所又は弁護士（国選、私選）に提出する。必要であれば、受け入れ福祉事業所が公判時の情状証人として出廷し、受け入れを確約する。